

(仮称)茨城風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条第1項の規定に基づく福島県知事の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、東白川郡埴町及び矢祭町と茨城県の行政境付近の山陵上を大規模に開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、必要に応じて専門家の助言を受けながら最新の知見及び評価手法を採用し、予測及び評価については内容が簡明となるよう可能な限り定量的方法を用いること。また、その過程において新たな変更要因が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に措置すること。
- (3) 環境影響評価方法書に記載されている計画内容は、風力発電機の配置案が示される等の進捗は認められるものの計画段階環境配慮書の段階から十分な具体化が見られないことから、風力発電機、変電所や接続道路等の関係設備の位置、規模、構造等について、環境影響ができるだけ回避又は低減されるような複数案を検討し、それらの結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に具体的に記載すること。
- (4) 工事で使用する建設機械、資材及び車両の種類、数量及び輸送経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、それらの計画を綿密に検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。
- (5) 対象事業実施区域周辺において実施予定の他事業による複合的な環境負荷について、可能な限り環境影響評価に反映させること。
- (6) 事業実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、十分な説明と周知の徹底をすること。

2 大気質について

本事業の実施に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、他の近隣事業者の計画との累積的な環境影響も考慮した上で十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動については、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活や畜産業等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 低周波音については、科学的に未解明な部分も多いことから、過去の被害事例等を調査し、風力発電機の配置や稼働制限等の措置を含め影響をできる限り回避又は低減させる環境保全措置について検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

4 地盤について

大型風力発電機については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に確立されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、その結果に応じて施工計画を策定すること。

5 水環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺は、阿武隈高地南部の重要な水源地であり、生活用水や農業用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、土地の改変や森林の伐開による地下水及び湧水の水質及び水量への影響について十分に調査、予測及び評価を実施し、影響が見込まれる場合は適切な環境保全措置を検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐため、生活排水対策や仮設沈砂池の設置等を綿密に検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。

6 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が生じる範囲を綿密に予測及び検討し、住宅や耕作地に影が極力掛からないような風力発電機の配置とすること。また、その影による何らかの支障の懸念が明らかになった場合には、必要な環境保全措置を検討し、その内容を具体的に準備書に記載すること。

7 動植物、生態系について

- (1) 施設の設置及び施工方法等については、野生生物の生活に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施すること。
なお、対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息が予想されていることから、調査の方法及び範囲等を適切に設定すること。
- (2) 大型風力発電機は動物の飛翔の障害物となることから、鳥類やコウモリ類の衝突（バードストライクやバットストライク）についての的確に調査、予測及び評価を行い、その

結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を検討すること。

また、猛禽類やコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないように、綿密な計画を策定すること。

- (3) 対象事業実施区域内には、ムササビ、モモンガやヤマネ等の希少性の高い哺乳類の生息が予想されることから、生活の時間や様式等に則し的確に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を検討すること。
- (4) 植物の調査については、対象事業実施区域の地形に合わせ、トランセクト法等の採用を検討し、第5回自然環境保全基礎調査植生調査（平成12年、環境庁）等で存在が確認されているモミ-シキミ群集の現状を精確に把握するように努めること。
- (5) 本事業の実施により土砂の流入や水の濁り等による河川の源流域への影響が懸念されることから、水生生物の調査、予測及び評価を綿密に行うこと。

なお、対象事業実施区域が三鈷室山に及んでいるため、同山域に起点のある小田川上流にも水生生物の調査地点を設けること。

8 景観について

風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等を計画するに当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想されることから、フォトモンタージュ等の具体的方法を用いて調査、予測及び評価を行い、目立たない配置を工夫する等、影響を回避又は低減するよう必要な対策を講じること。

9 廃棄物について

- (1) 本事業では、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 発電設備の耐用年数や更新時期についての的確に予測及び評価し、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、施設の安全管理について十全に計画すること。
- (2) 対象事業実施区域を水源とする河川に第五種共同漁業権が免許されていることから、本事業の内容及び環境影響評価等の計画について、当該漁業権者に周知すること。